

セゾン企業間決済サポートサービス規約

第1条(会員・連帯保証人)

(1)会員とは、申込書表面記載の販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という)の顧客である法人もしくは個人事業主が、本規約を承認のうえ、販売業者等を通じて株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)に第2条に定める本制度の利用の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

(2)会員の代表者のうち、当社に指定をし、当社が認めた者を連帯保証人とし、連帯保証人は、会員が本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務について連帯保証します。

(3)会員は、連帯保証人が会員の代表者でなくなったときは、連帯保証人の変更又は追加に応じるものとします。

第2条(本制度)

本制度は、販売業者等が指定した取引において、販売業者等の販売する商品の購入、又はサービスの提供(「商品」と「サービス」を総称して「商品」といい、「商品の購入」及び「サービスの提供」を総称して、以下、「商品購入」という)を会員が受ける際に、当社が設定した利用可能枠の範囲内で、都度の商品購入代金決済に代えてその商品購入代金を会員に代わって当社が販売業者等に立替払を行い、当社は会員から所定の方法により立替代金の返済を受ける制度です。

第3条(会員番号の付与)

当社は、会員に対し本制度に使用する専用のクレジット用ID番号(以下「会員番号」という)を付与します。会員は、会員番号を本制度の利用に必要な範囲内で使用し、他人に利用されないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員番号が、他人に利用されたことにより生じた損害は、会員が負担するものとします。

第4条(年会費)

会員は、当社に対し、所定の年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条(有効期限)

(1)会員番号の利用の有効期限は、当社の指定する日までとします。
(2)前項の有効期限までに会員から更新不要の申出がなく、当社が引続き会員として認めた場合に新しい有効期限を通知するものとします。

第6条(本制度の利用)

(1)会員は、本制度を利用する場合、会員番号等所定の事項を所定の方法で販売業者等に通知することにより、商品購入が受けられます。なお、本制度の利用により販売業者等と取引した後に販売業者等との合意により取消等する場合、その代金の精算については当社所定の方法により行います。

(2)本制度の利用に際して、利用金額、購入商品や提供を受けるサービスによっては当社の承認が必要になります。この場合、会員は、販売業者等が当社に対して本制度の利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。なお、当社は、会員の本制度の利用を適当でないと判断した場合には利用をお断りすることがあります。

(3)利用可能枠は、当社が決定した額とします。但し、当社が必要と認めた場合はその可能枠を変更する場合があります。なお、当該利用可能枠を超えるご利用はできません。

(4)会員は、当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、郵便物の送付及び当社からの連絡・通知等は、連絡担当者に行うことによって会員に行ったものとみなします。

【問い合わせ・相談窓口等】

1.商品等についてのお問い合わせ・ご相談はご利用された加盟店にご連絡ください。

2.規約についてのお問い合わせ・ご相談はユニーカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除(第4条)、その他当社が保有する個人情報について	UCカード コミュニケーション センター	東京都中野区江原町 1-13-22ユビキタス 株式会社クレディセゾン
・当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について		(東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555 URL http://www.uccard.co.jp
・その他本規約全般について		

終了後5年以内

④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

(4)提携個人情報情報は、下記のとおりです。

全国銀行個人情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 ☎ 0120-540-558

ホームページアドレス http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関です。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員は、当社及び加盟個人情報機関並びに提携個人情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人情報機関及び提携個人情報機関に開示を求める場合には、加盟個人情報機関にご連絡ください。

(2)万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第6条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用

②第3条(2)に基づく加盟個人情報機関への登録

(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3)(1)②は、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第7条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第8条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

第3条(個人情報機関への登録・利用)

(1)会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」という。)及び加盟個人情報機関と提携する個人情報機関(以下「提携個人情報機関」という)に照会し、会員の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

(2)会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報機関に登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3)加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。

㈱シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

☎ 0570-666-414

ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内

※㈱シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

☎ 0570-055-955

ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp

登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内

②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間

③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項■

申込者及び連帯保証人予定者(以下契約成立により申込者が会員となった場合、及び連帯保証人予定者が連帯保証人となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、居住状況等の事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤会員の来店、問い合わせにより当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑧各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報
- ⑩当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
 - ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
 - ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(<http://www.saisoncard.co.jp>)に常時掲載しております。
- (2)会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができません。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

(4)個人事業主の会員は、自らがPEPs関係者に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします(当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。)。なお、当社が個人事業主の会員について、PEPs関係者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、前項に準じて、追加確認及び本制度利用の停止処置をとることがあります。

第20条(合意管轄裁判所)

会員又は連帯保証人と当社の間で万一訴訟の必要が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず、会員又は連帯保証人の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第21条(会員資格の喪失等)

- (1)当社は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条の有効期限及び第6条(3)の利用可能枠にかかわらず、何らの通知、催告なくして会員資格の喪失、会員番号利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。
- ①第7条(商品購入代金の支払方法等)(1)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は第19条(1)⑦の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。
 - ②第16条(期限の利益の喪失)(1)又は(2)各号のいずれかに該当したとき。
 - ③当社に対する会員の本規約に基づく債務もしくは本規約に基づく債務以外の債務に不履行のあったとき、又は本申込みもしくは会員番号利用、その他本制度の利用、その他の当社への申込み、申告、届出等に虚偽の申告があったとき。
 - ④その他会員番号の利用状況が適当でない、又は信義に反すると認められるとき。
 - ⑤販売業者等が販売業者等の顧客として不適当と判断し、取引を中止したとき。
 - ⑥第12条(届出事項の変更等)(1)に違反したことなどにより当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき。
 - ⑦第12条(届出事項の変更等)(1)に違反し代表者の届出の変更がなかったとき、又は第1条(会員・連帯保証人)(3)の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。
 - ⑧年会費のお支払いがないとき。
 - ⑨会員又は連帯保証人が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
 - ⑩当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。
- (2)(1)の処置は、販売業者等を通じて行う等、当社所定の方法により行うものとします。
- (3)会員の都合で本規約を解約する場合、当社あてに所定の届出を行っていただきます。この場合、当社の請求により残債務の全額をお支払いいただくこともあります。なお、会員は、本制度の利用に関して生じた一切の利用代金等についてその支払いの責めを負うものとします。
- (4)会員が、会員資格を喪失した場合は、以後本制度の利用ができないものとします。
- (5)会員は、会員資格の喪失又は会員番号が利用停止になった場合、その事実を当社が販売業者等に通知することをあらかじめ承認するものとします。
- (6)会員資格の喪失又は会員番号の利用停止がなされた後に本制度を利用した場合には、その代金の金額を直ちにお支払いいただきます。

以上

(2017年11月現在)

②会員又は連帯保証人のご都合により第7条(商品購入代金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。

③当社が会員に対する債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

④当社が会員及び連帯保証人に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、会員の決算書、資金繰り表又は事業計画書等の書類及び会員又は連帯保証人の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。

⑤当社が会員及び連帯保証人に対し、与信及び与信後の管理、商品購入代金の回収のため確認が必要な場合に、会員及び連帯保証人の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。

⑥本制度について、第7条(1)の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑦前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

⑧本制度により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。

(2)会員は、会員及び連帯保証人が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員又は連帯保証人が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本制度の利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3)法人の会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者(以下総称して「PEPs関係者」という)に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします(事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。)。なお、当社が実質的支配者について、PEPs関係者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、本制度利用の停止の処置をさせていただきます。

第14条(報告及び調査)

(1)会員及び連帯保証人は、財産・経営状況について当社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。

(2)会員及び連帯保証人は、財産・経営状況について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、当社からの請求の有無にかかわらず、当社に対し直ちに報告するものとします。

第15条(本規約の変更等)

当社は、本規約の一部もしくは全部を変更又は改定する場合には、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により会員にその事項をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

第16条(期限の利益の喪失)

(1)会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。この場合、会員は当社の請求により商品を引き揚げられても異議ないものとします。

- ①商品購入代金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- ②商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたと当社が判断したとき。
- ③自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ④差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。
- ⑥会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。

- ①本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
- ②会員が法人の場合に法人格を喪失したとき。
- ③会員が債務超過に陥ったとき。
- ④会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断したとき。
- ⑤会員又は連帯保証人が、第19条第2項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第17条(清算)

会員は、前条(1)に基づき当社の請求により商品を引渡す場合は、必ずしも法定の手続きによらず一般に認められる方法、時期、価格等により当社において処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残高を、第18条(支払金等の充当順位)に準じる方法により債務の返済に充当されても異議ないものとします。

第18条(支払金等の充当順位)

お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。

第19条(その他承諾事項)

(1)会員及び連帯保証人には、以下の事項を予めご承認いただきます。

①第8条(遅延損害金)の遅延損害金は年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。

第7条(商品購入代金の支払方法等)

(1)商品購入代金は毎月10日に締切り、翌月5日(但し、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日。以下「支払日」という)に、会員が予め指定し当社が認めた金融機関口座から自動振替の方法により、全額一括してお支払いいただきます。(2)会員は、当社所定の方法により、予め商品購入代金を確認するものとします。なお、商品購入代金その他の請求内容について異議がある場合、会員は販売業者等に速やかに連絡し、解決するものとします。

第8条(遅延損害金)

会員が商品購入代金の支払いを遅滞した場合、又は期限の利益を喪失した場合は、残債務(商品購入代金)の全額に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、金融情勢等の事情により変更することがあります。

第9条(商品の所有権)

購入した商品の所有権は、その商品に関する債務が完済されるまで、当社に留保されるものとします。但し、当社の所有権留保は、会員の当該商品に対する通常の営業行為を妨げないものとします。

第10条(抗弁権の切断)

会員と販売業者等間の取引に関する紛議はすべて会員と販売業者等とにおいて解決するものとし、当社は責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する商品購入代金の支払拒否の理由になりません。

第11条(会員情報の扱い)

(1)本制度の申込者(会員となった後を含む。以下同じ)は、販売業者等が、商品の提供に必要な範囲内において申込者に関する情報(申込時等に取得する申込者の属性等の情報及び第12条(1)に基づき会員が届け出た変更後の情報)及び本制度の利用内容を必要な保護措置を行ったうえで収集、保有及び利用することにあらかじめ同意するものとします。

(2)会員は、商品の提供に必要な範囲内において、前項に基づき収集した情報を当社と販売業者等間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

第12条(届出事項の変更等)

(1)会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、メールアドレス、連絡担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第19条第3項又は第4項に基づくPEPs関係者の該当性等を含みます。)等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社及び販売事業者等へ変更の手続きをとるものとします。

(2)連帯保証人は、氏名、住所、電話番号等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをとるものとします。

(3)当社が会員及び連帯保証人から届出があった連絡先に通知書又は請求書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により(1)又は(2)の変更手続きがとれなかった場合を除きます。

(4)当社は、会員又は連帯保証人と当社との各種取引において、会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第13条(本制度の中止)

当社は、販売業者等と当社との提携契約が終了した場合、その他本制度を継続することが困難と認めた場合には、何ら通知なく、本制度を中止できるのものとします。